

## 改正概要説明書

国名： スイス

法令名： 特許規則

改正情報： 2014年6月6日改正，2014年9月1日施行

### 改正概要：

#### 1. 総則の改正：

- ・ 2014年度特許法の改正により，税関による被疑侵害品の水際取締りに関する規定が導入された(特許法第 86a 条から第 86k 条)。これに伴い，スイス連邦関税当局の管轄について明確化された(第 1 条，第 112 条から第 112f 条)。
- ・ 2010 年度特許法の改正により，スイス特許庁は，E メールでの書類受付を導入した。これにより，出願人は出願書類，回答書等を電子フォーマットで提出できるようになった。また一部の書類には出願人・権利者の署名が求められなくなった(第 4a 条，第 24 条(1)(e))。
- ・ 特許出願人が，代理人を起用する場合には，庁は委任状を要求することができる旨が明確となった(第 8a 条)。
- ・ 期間については，「1968 年 12 月 28 日の行政手続に関する連邦法に従って計算する」と明確化された(第 10 条)。
- ・ 期間の延長については，「延長を求める者が期間の満了前に十分な理由を提出する」ことにより認められることとなった(第 12 条)。
- ・ 期間を遵守しない場合に手続続行を認めないケースが明確となった(第 14 条)。
- ・ 請求を拒絶する前に，提案する拒絶について合理的期間内に応答する機会を与えなければならない規定が追加された(第 16 条)。
- ・ 最初の 3 回分の年金及び各追加期間の 5 回分の年金について，前もって一括納付しても減額の対象となる規定は廃止された(第 18c 条)。
- ・ 特許の取得又はその有効性の維持のため必要とされる手数料の納付についての 5 年間の猶予規定が廃止された(第 19 条，第 19a 条)。

#### 2. 出願要件の改正：

- ・ 微生物学的分野の発明の出願について，大幅に改正された(第 27 条)。
- ・ 独立クレームに関する規定のうち，「装置の最初のクレームのほか：当該装置を運用する方法のクレーム及び当該装置の製造に関するクレーム」に関する規定が削除された(第 30 条)。
- ・ 旧法では，第 49 条にあったクレーム手数料についての規定が，第 31a 条に移動した(第 31a 条)。
- ・ 発明者による公告における発明者の表示の否認の申立について，旧法では「審査の終結前」に否認の申立を提出」と規定されていたが，「出願日又は優先日から 16 月以内に否認の申立を提出」となった(第 38 条)。
- ・ 優先権において，主張は最先の優先日から 16 月以内に提出しなければならない旨が追加された(第 39 条)。また，国内優先権主張についても，主張する最先の優先日から 16 月

以内に提出しなければならない旨が追加された(第 39a 条)。

- ・優先権証明書の翻訳文についての規定が追加された(第 40 条(5-2))。
- ・「遺伝資源及び伝統的知識の出所についての表示」及び「生物学的材料の寄託」に関する条項が追加された(第 45a 条-第 45j 条)。

### 3. 特許出願の審査の改正：

- ・出願日の認定及び出願に関する提出書類について明確化された(第 46 条, 第 46a 条-第 46e 条)
- ・方式審査の内容が全面改正された(第 47 条)。
- ・出願人がスイスに住所又は本部を有していない場合の送達宛先に関し, 書類の提出から 3 月以内に送達宛先を指示するか, スイスにおける代理人の名称を指示するよう規定された(第 48 条)。
- ・特許の付与を求める願書, クレーム, 要約及び発明者の名称についての規定が明確化された(第 48a 条-第 48d 条)。
- ・出願手数料の納付期限が出願書類の提出後 3 月内と明確化された(第 49 条)。
- ・方式審査に対する是正期間及び補正期間について明確化された(第 50 条, 第 51 条)。
- ・出願人は, 出願日又は優先日から 14 月以内に特許庁に対して技術水準に関する報告書の作成を請求することができる旨改正された(第 53 条)。
- ・技術水準に関する報告書の内容や送付について詳細に規定された(第 55 条-第 59c 条)。
- ・実体審査手数料に関し, クレーム数が 10 を超える場合の追加手数料に関して明確化された(第 61a 条)。
- ・実体審査の延期可能時期および要件が明確となった(第 62 条)。
- ・実体審査に対する迅速手続の請求として, 出願日又は優先日から 18 月の期間が満了するまでは, 技術書類が第 46 条から第 52 条までに定められていることが必要となった(第 63 条)。
- ・出願人の発意による技術書類の補正可能時期及び範囲が明確となった(第 64 条)。
- ・審査終結に関して, 出願人が審査の終結に先立って納付すべき年金額の通知を受ける旨が削除された(第 69 条)。
- ・「出願公告の日又は特許付与の日として出願人に通知された指定日前 1 月より短い期間内に連邦庁に到達するもの」が「審査手続終了予定日後に庁に到着するもの」に変更された(第 72 条)。
- ・異議申立書の提出について, 「公告に続く 3 月の期間内」から「特許登録簿への登録についての公告から 9 月以内」に提出しなければならないと変更された(第 73 条)。
- ・異議申立の審査に関して, 異議申立書の欠陥が異議申立について定められている期間満了までに是正しない場合には, 庁は応答しない等明確化された(第 74 条)。
- ・異議申立人は, スイスでの送達宛先を異議申立期間中に連絡しなければならない, また特許所有者も庁が許可した期間内に宛先を連絡しなければならない。特許所有者が手続きをしなかった場合には, 手続から排除される旨規定された(第 77 条)。
- ・旧規則では, クレームの補正が出願明細書に包含されていない要素等の場合は, 公告が反覆される規定であったが, 補正内容が出願時の技術書類の内容を超える等の補正はすることができないと改正された(第 79 条)。

#### 4. 特許ファイル及び登録簿並びに庁の公告

- ・係属中の特許出願に関する第三者への提供に関する規定が削除された(第 91 条)。
- ・削除された特許に関する書類を 5 年間保存する規定が追加された(第 92 条)。
- ・登録簿の登録内容について、一部変更があった(第 94 条(1))。
- ・特許についての異議申立期間及び異議申立の執行可能決定が返答されていない場合には、一部放棄の請求は認められない旨が追加された(第 98a 条)。
- ・公告機関紙について、請求及び調査手数料の納付があったときは、庁は、電子的形態のみで公告された資料の紙面複写を提供する旨が追加された(第 108 条)。

#### 5. 特許権についての制限

- ・薬剤輸出のための強制ライセンスについて、法的手続の内容や薬剤の特定手段が明確化された(第 111 条-第 111c 条)。

#### 6. 関税当局の介入

- ・税関による被疑侵害品の水際取締りに関する規定の導入に伴い新設された条項である(第112条-第112f条)。

#### 7. 欧州特許出願及び欧州特許

- ・ロンドンアグリーメントにより、欧州特許出願に係る明細書全文についてのスイス公用語への翻訳義務等に関する規定が廃止された(第 116 条)。
- ・登録の言語に関して、登録がドイツ語で行われる場合には、特許所有者はいつでも、登録がフランス語でされるよう請求することができる旨規定された(第 117 条)。
- ・欧州特許出願又は欧州特許をスイス特許出願へ変更する手続き期間を、2 月と明確化した(第 118 条)。
- ・最初の欧州特許の年金付与に関して、「早くとも、出願してから第 4 年目の始め」と追加された(第 118a 条)。

#### 8. 国際特許出願

- ・庁に提出される国際出願の言語について、スイス公用語(ドイツ語、フランス語、イタリア語及びロマンシュ語)と規定されていたが、改正によりフランス語、ドイツ語又は英語と規定された(第 120 条)。
- ・納付すべき金額を所定の期間内に納付されなかった場合における納付の催告の規定が削除された(第 122a 条)。
- ・国際出願がスイスの公用語によって公表されていない場合における仮保護規定が新設された(第 123 条)。
- ・スイスに宛先又は本部を有さない出願人について、スイスにおける送達宛先を出願日又は優先日から 30 月以内に届け出る必要があり、また 2 月の許容期間も規定された(124 条)。

#### 9. 国際型調査

- ・国際型調査に関して明確化された(第 126 条)。

## 10. 医薬品及び植物衛生剤に係る補充的保護証明書

・補充的保護証明書に係る年金に関して年金の納付期限を明確化し、遅れた場合の割増手数料についても規定された(第 1271 条)。

### 改正内容：

#### ・第 1 条

関税局の管轄が明確化された。

#### ・第 3 条

署名に関し明確化された。

#### ・第 4a 条, 第 4b 条

新設条文である。

#### ・第 6 条

公示に関し明確化された。

#### ・第 8 条

庁と代理人との関係に関し明確化された。

#### ・第 8a 条

新設条文である。

#### ・第 9 条

削除された。

#### ・第 10 条

期間に関し明確化された。

#### ・第 11 条

(2)は削除された。

#### ・第 12 条

期間延長に関し明確化された。

#### ・第 14 条

手続続行に関し明確化された。

#### ・第 16 条

請求の審理に関し明確化された。

#### ・第 17a 条

(1) (d) 及び(2)が削除された。

・ **第 18c 条**

旧 (2) - (4) が削除された。

・ **第 19 条, 第 19a 条**

削除された。

・ **第 20 条**

還付に関し明確化された。

・ **第 21 条**

出願書類に関し明確化された。

・ **第 24 条**

(1) (e) が削除され, (2) (a) が追加された。

・ **第 25 条**

(11) が追加された。

・ **第 27 条**

旧条文は全面改正された。

・ **第 30 条**

(2) (c) が削除された。

・ **第 31a 条**

新設条文である。

・ **第 34 条**

発明者名称に関し明確化された。

・ **第 38 条**

表示の否認に関し明確化された。

・ **第 39 条**

優先権主張に関し明確化された。

・ **第 39a 条**

国内優先権主張に関し明確化された。

・ **第 40 条**

(5-2) は新設項である。

・ **第 43a 条**

スイスの優先権証明書に関し明確化された。

・ **第 45a 条—第 45j 条**

新設条文である。

・ **第 46 条**

出願日に関し明確化された。

・ **第 46a 条—第 46e 条**

新設条文である。

・ **第 47 条**

方式審査に関し全面改正された。

・ **第 48 条**

送達宛先に関し明確化された。

・ **第 48a 条—第 48d 条**

新設条文である。

・ **第 49 条**

出願手数料に関し明確化された。

・ **第 50 条—第 52 条**

方式審査，補正に関し明確化された。

・ **第 53 条—第 60c 条**

新設条文である。

旧第 53 条—第 60 条は全面改正された。

・ **第 61 条**

削除された。

・ **第 61a 条**

実体審査手数料に関し明確化された。

・ **第 62 条**

実体審査の延期に関して明確化された。

・ **第 62a 条**

旧(2)は削除された。

・ **第 63 条**

迅速審査に関して明確化された。

・ **第 64 条**

補正に関して明確化された。

・ **第 68 条**

削除された。

・ **第 69 条**

審査終結に関して明確化された。

・ **第 70 条, 第 71 条**

削除された。

・ **第 72 条**

「出願公告の日又は特許付与の日として出願人に通知された指定日前 1 月より短い期間内に連邦庁に到達するもの」が「審査手続終了予定日後に庁に到着するもの」に変更された。

・ **第 73 条**

異議申立書に関して明確化された。

・ **第 74 条**

異議申立の審査に関して明確化された。

・ **第 75 条**

異議申立書の言語に関して明確化された。

・ **第 76 条—第 81 条**

新設条文である。

旧第 76 条—第 79 条は全面改正された。

・ **第 82 条**

旧第 80 条に対応する。

異議申立に対する陳述に関して明確化された。

・ **第 83 条, 第 84 条**

新設条文である。

・ **第 85 条**

旧第 81 条に対応する。

異議部の決定に関して明確化された。

・ **第 86 条—第 88 条**

新設条文である。

・ **第 91 条**

削除された。

・ **第 92 条**

書類の保存に関して明確化された。

・ **第 94 条**

(1) (f) が削除され、(q) が追加された。

・ **第 97 条**

(4) が削除された。

・ **第 98a 条**

新設条文である。

・ **第 101 条**

(2) が削除された。

・ **第 104 条**

ファイルへの表記に関して明確化された。

・ **第 105 条**

(1) (a), (2-2), (5) 及び(6) が削除された。

・ **第 107 条**

(3) が削除された。

・ **第 108 条**

公告機関紙に関して明確化された。

・ **第 110 条—第 112f 条**

新設条文である。

旧第 110 条は削除された。

・ **第 116 条**

削除された。

・ **第 117 条**

登録の言語に関して明確化された。

・ **第 118 条**

スイス特許出願への変更に関して明確化された。

・ **第 118a 条**

欧州特許の年金に関し明確化された。

・ **第 120 条**

国際出願の言語に関して明確化された。

・ **第 122 条**

旧 (2)-(4) が削除された。

・ **第 122a 条**

削除された。

・ **第 122b 条—第 125 条**

新設条文である。

旧第 123 条—第 125 条は全面改正された。

・ **第 125c 条**

新設条文である。

・ **第 126 条**

国際型調査に関して明確化された。

・ **第 127b 条**

補充的保護証明書申請手数料に関し明確化された。

・ **第 127c 条**

(g) は削除された。

・ **第 127i 条**

補充的保護証明書に係る年金に関して明確化された。